

九州大学稲盛財団記念館使用細則

平成21年度九大細則第9号
制 定：平成21年10月 1日
最終改正：令和 4年 4月22日
(令和4年度九大細則第1号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学稲盛財団記念館規則（平成21年度九大規則第22号。以下「規則」という。）第7条第2項、第9条及び第13条の規定に基づき九州大学稲盛財団記念館（以下「記念館」という。）の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 規則第7条第1項の規定による記念館の使用範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）が主催する学術、教育又は国際交流に関する行事、会議等
- (2) 本学の職員が関与して開催する学会、会議等で規則第3条に定める館長（以下、単に「館長」という。）が適当と認めたもの
- (3) 本学の職員、学生、卒業生その他館長が適当と認めた者の交流、相互親睦行事
- (4) 本学と連携・協力する学外関係者が開催する学会、会議等で館長が適当と認めたもの
- (5) 一般市民の文化活動のうち館長が適当と認めたもの

(施設)

第3条 規則第7条第2項の規定による施設は、稲盛ホール、センター会議室及びロビー（以下「ホール等」という。）とする。

- 2 ロビーは、館長が適当と認めた場合は、稲盛ホール又はセンター会議室を使用するときの補助スペースとして使用することができるものとする。

(使用許可)

第4条 ホール等を使用しようとする者は、規則第7条第2項の規定により、使用開始予定日の14日前までに所定の使用申込書を提出し、館長の許可を受けなければならない。

- 2 館長は、ホール等の使用を許可したときは、所定の方法により使用許可を通知する。
- 3 ホール等を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた後、使用日時等を変更しようとするときは、使用開始予定日の7日前までに新たに使用申込書を提出し、館長の許可を受けなければならない。
- 4 館長は、規則第8条第2項の規定により、使用者が規則等及び許可条件に違反したとき又は使用申込書に虚偽の記載をしたときは、当該使用の途中であっても許可を取消し、又は使用を中止させることができる。
- 5 前項の使用許可の取消し又は中止によって生ずる損害について、本学は、その責を負わないものとする。

(適正な使用)

第5条 使用者は、規則第8条第1項の規定に基づき、記念館及びその敷地内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外に文書、図面等を掲示すること。
 - (2) 立看板、プラカード等（記念館の行事の表示に係るものを除く。）を立てること。
 - (3) 政治活動、宗教活動、公序良俗に反する行為又はそれに類する行為をすること。
 - (4) その他記念館の美観を損ね、又は他人に迷惑をおよぼす行為をすること。
- 2 館長は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、掲示物等の撤去を命じ、又は撤去するなど適当な措置を講ずるものとする。

(返還)

第6条 使用者は、ホール等の使用を終わったとき又は使用許可を取消されたときは直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(義務)

第7条 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(使用時間)

第8条 ホール等の使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(休業日)

第9条 ホール等の休業日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

(休業日及び使用時間の変更)

第10条 前2条の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、使用時間及び休業日を変更することができる。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、施設使用料及び光熱水料を納付しなければならない。

(使用心得)

第12条 ホール等の使用心得は、館長が別に定める。

(雑則)

第13条 この細則の実施に関して必要な事項は、規則第5条に規定する稲盛財団記念館管理運営委員会の議を経て館長が定める。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大細則第1号)

この細則は、令和4年5月1日から施行する。